

## 議案第10号

### 東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の廃止について

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則を廃止する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和8年3月26日提出

東広島市教育委員会

教育長 市場 一也

#### 1 提案理由

東広島市文化財保存活用地域計画の文化庁認定に伴い、所掌事務が完了した東広島市歴史文化基本構想策定委員会を廃止するため、この議案を提出するものである。

#### 2 制定案

別紙のとおり

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

#### 4 根拠法令

附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）

第2条 別表の左欄に掲げる機関は、市長及び教育委員会の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ右欄に定めるとおりとする。

第3条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については市長又は教育委員会が規則で定める。

別表(第2条関係)

東広島市歴史文化基本構 想策定委員会	東広島市歴史文化基本構想、東広島市文化財保存活用計画及び東広島市文化財保存活用地域計画の策定に関する事項を調査審議すること。
-----------------------	--

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 市 場 一 也

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則を廃止する規則

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則（平成 2 9 年東広島市教育委員会規則第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。